

登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱

平成9年2月7日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における自主防災意識の高揚を図り、防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織における防災活動に要する資材及び機材(以下「資機材」という。)の購入整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 町内会、町会、自治会又はこれらの連合組織(以下「町内会等」という。)が、自主的な防災活動を行うために組織した団体
- (2) 町内会等が、その規約等において自主的な防災活動を行うことを規定している場合又は町内会等の事業実施計画において防災訓練その他防災に関する活動を行うことを定めている場合における当該町内会等
- (3) 前2号に定めるもののほか、地域の住民が中心となって自主的な防災活動を行うために組織した団体で市長が認めたもの

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる資機材は、別表第1のとおりとし、当該資機材を整備する場合の購入整備に要する経費を補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助対象組織及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とし、その補助金の交付額は当該各号に定める額(当該交付金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、当該補助金の交付額は、別表第2に掲げる当該補助金の交付を受ける自主防災組織を構成する世帯数に応じた金額を上限とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (2) 自主防災組織結成後、補助金の交付を受けたことがない自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (3) 前2号の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織(以下「新規自主防災組織」という。)であって、当該補助金の交付を受けた日から起算して10年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額
- (4) 新規自主防災組織の構成員又は構成団体の一部が、当該補助金の交付の日(以下この号において「補助金交付日」という。)から起算して10年経過前に新たに設立した自主防災組織であって、補助金交付日から起算して10年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、当該必要と認める自

主防災組織に対し、補助金を交付することができる。この場合において、当該自主防災組織に交付する補助金の額は、市長が別に定める。

- 3 自主防災組織の加入世帯数の算定において、自主防災組織の構成員又は構成団体が、複数の自主防災組織に加入している場合にあつては、当該加入している複数の自主防災組織のうちいずれか1つの組織に加入しているものとみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金交付申請書(別記様式第1号)及び資機材を活用した訓練計画を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請がなされた自主防災組織に対して、交付決定通知書(別記様式第2号)により交付決定の通知をするものとする。

(事業実績の報告)

第7条 前条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた自主防災組織は、当該補助事業が終了後30日以内に、事業報告書(別記様式第3号)に必要な書類を添付のうえ、市長に提出するものとする。

(補助金交付確定通知書)

第8条 市長は、前条の規定による事業報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付額確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(防災用資機材の維持管理)

第9条 自主防災組織は、支給された防災用資機材を防災用資機材管理台帳(別記様式5号)により管理し、保守点検に努めなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助の対象

1 自主防災組織が備蓄する防災資機材の購入

区分	品名
情報収集伝達用具	ラジオ、トランシーバー、メガホン、車載用アンプ・スピーカー
消火用具	消火器、三角バケツ、消火用バケツ
救出用具	片刃ノコギリ、マサカリ、チェーンソー、ナタ、一輪車、小型発電機、ジャッキ、スコップ、バール、ハシゴ、ソリ、カケヤ、大ハンマー、ツルハシ、救命ロープ、ハンディライト、ヘルメット、投光器
救護・避難用具	担架、リヤカー、車いす、救急セット、テント、天幕、防水シート、避難誘導旗、安全誘導灯、簡易ベッド、ストーブ
給食・給水用具	炊飯器、鍋、カセットガスコンロ、給水用ポリ容器(10ℓ)

2 その他、市長が特に必要と認めたものの購入

別表第2(第4条関係)

補助金の額

加入世帯 数	10～ 99	100～ 249	250～ 399	400～ 899	900～ 1,499	1,500～ 2,199	2,200～
金額	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円

別記様式第1号(第5条関係)

登別市防災資機材購入整備費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所 登別市 町 丁目 番地
団 体 名
代 表 者
職 氏 名 印
電 話 番 号

登別市防災資機材購入整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額申請額 _____ 円

2 組織の加入世帯数 _____ 世帯

3 事業計画書

補助対象区分	品 名	数 量	単 価	金 額	補 助 額

4 資機材の保管場所

5 添付書類(写し)

資機材購入見積書、自主防災組織の規約等

登総第 号
年 月 日

(住 所)
(申請者) 様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市防災資機材購入整備費補助金に対し、
年度において 円を補助します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

記

- 1 この補助金は、市長の承認を受けないで本目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。ただし、補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又は補助事業に係る補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又は補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければなりません。
- 4 事業終了後30日以内に、事業報告書及び必要な書類を提出しなければなりません。
事業報告書等の提出後、その内容をもとに、購入整備した防災資機材の配備状況を確認します。
- 5 この交付決定書により、補助金を請求するときは、本書の謄本を添付してください。
- 6 前記の条件に違反した場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しにかかる部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所 登別市 町 丁目 番地
団体名
代表者
職氏名 印
電話番号

事業報告書

年 月 日付け登 第 号により、補助金交付決定の通知を受けた登別市防災資機材購入整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業実施内容

補助対象区分	購入整備品名	数量	単 価	金 額	補 助 額

3 資機材の保管場所

4 添付書類(写し)

資機材購入に伴う領収書、自主防災組織の規約等

登総第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で、貴自主防災組織から提出された事業報告書により、登別市防災資機材購入整備費補助金が、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円



別記様式第5号(第10条関係)

防 災 用 資 機 材 管 理 台 帳

自主防災組織名 _____

No.	防災用資機材	数量	取得年月日	保管場所	点検日	点検日	点検日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
点検者確認印							